

新潟県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第34号

新潟県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県覚せい剤取締法施行細則（昭和52年新潟県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定申請の添付書類) <b>第2条</b> (略) 2 法第4条第2項の規定により覚せい剤研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第2条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 申請者が <u>条例第2条第2号アからオまでの</u> いづれにも該当しないことを明らかにする書類 3 法第30条の5において準用する法第4条第2項の規定により覚せい剤原料取扱者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 申請者が <u>条例第2条第2号アからオまでの</u> いづれにも該当しないことを明らかにする書類 4 法第30条の5において準用する法第4条第2項の規定により覚せい剤原料研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 申請者が <u>条例第2条第2号アからオまでの</u> いづれにも該当しないことを明らかにする書類 5 (略)  (覚せい剤に関する業務等を適正に行うことができない者) <b>第2条の2</b> <u>条例第2条第2号カ</u> の規則で定める者は、精神の機能の障害により覚せい剤又は覚せい剤原料に関する業務又は研究を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。  (覚せい剤施用機関等に係る変更の届出) <b>第16条</b> (略) 2・3 (略) 4 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。	(指定申請の添付書類) <b>第2条</b> (略) 2 法第4条第2項の規定により覚せい剤研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第2条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 申請者が <u>条例第2条第2号アからカまでの</u> いづれにも該当しないことを明らかにする書類 3 法第30条の5において準用する法第4条第2項の規定により覚せい剤原料取扱者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 申請者が <u>条例第2条第2号アからカまでの</u> いづれにも該当しないことを明らかにする書類 4 法第30条の5において準用する法第4条第2項の規定により覚せい剤原料研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 申請者が <u>条例第2条第2号アからカまでの</u> いづれにも該当しないことを明らかにする書類 5 (略)  (覚せい剤に関する業務等を適正に行うことができない者) <b>第2条の2</b> <u>条例第2条第2号キ</u> の規則で定める者は、精神の機能の障害により覚せい剤又は覚せい剤原料に関する業務又は研究を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。  (覚せい剤施用機関等に係る変更の届出) <b>第16条</b> (略) 2・3 (略) 4 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

<p>(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類  ア～ウ (略)  エ 新たに業務を行う役員となつた者が<u>条例第2条第2号アからオまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u>  (2)・(3) (略)</p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類  ア～ウ (略)  エ 新たに業務を行う役員となつた者が<u>条例第2条第2号アからカまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u>  (2)・(3) (略)</p>
--	--

**附 則**

この規則は、令和元年12月14日から施行する。